令和８年８月５日改訂

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年策定）の改訂

文部科学省

改訂の背景

- 児童生徒数減少の継続
 （公立小中学校児童生徒数は約10年で約85万人減）
- 公立小中学校数減少の継続
 （約10年で約2,000校減少）

各市町村において適正規模・適正配置の検討を行い、対応を継続。

- 12学級を下回る公立小中学校の割合の減少
 （公立小学校で約4割、公立中学校で約5割）
- １小１中状態の市町村の割合の増加
 （約16%）

状況の変化を踏まえ、10年ぶりに手引きを改訂。

改訂の要点

①広域化：各市町村が周辺市町村を巻き込んで適正規模・適正配置を検討。

（例）・複数市町村での学校設置
・1人1台端末を活用した小規模学校間連携

②総合化：地域の未来を考える視点で適正規模・適正配置を検討。

（例）・首長部局と連携した通学手段確保
・まちづくりの議論の中で一体的に検討

③現代化：学校教育の変化を踏まえて適正規模・適正配置を検討。

（例）・学習指導要領改訂を踏まえた教育
・GIGAスクール構想を前提とした学び

①②③の観点で全体を更新

計画の策定や検討の加速
児童生徒数の減少が継続する中、児童生徒の教育条件の改善を継続するため、市町村における適正規模・適正配置の計画策定を促し、検討加速を促進。

基本的考え方（平成27年手引きから引き続き妥当）

1. 児童生徒の教育条件の改善の観点が検討の中心。
2. 各市町村で主体的に判断。
3. 学校統合・維持いずれの場合でも利点を活かし課題を最小化する工夫が必要。

具体的な記載の抜粋

文部科学省

広域化

抜粋

今後更に１小学校１中学校の市町村等の割合が増加すると単独の市町村だけではそれ以上の検討を行うことが難しくなることを踏まえて、都道府県が域内の市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことや、**小規模市町村間で広域連携して検討を進められるようにする**ことが重要です。（５頁）

抜粋

小規模市町村においては、単独では学校の設置・管理を含めた様々な教育事務を適正に処理し難いような教育委員会事務局の体制面の課題があることも踏まえつつ、**小規模市町村教育委員会間の広域連携**という観点からも、事務委託のほか、例えば一部事務組合や広域連合といった制度を活用し、生活圏や文化圏としてその地域で認識されている複数の市町村で協力して学校を設置すること（組合立学校や広域連合立学校[48]）も考えられます。（56頁）

（京都府相楽東部（そうらくとうぶ）広域連合立学校の事例を紹介）

抜粋

ＴＶ会議システムやオンライン会議システム、**１人１台端末等のＩＣＴ環境を活用し、他校との合同授業を継続的・計画的に実施**する（61頁）

抜粋

小規模校の教職員と他の小規模校の教職員とのネットワークを構築（同一地方公共団体内である必要はなく**他の地方公共団体とつなぐことも有効**。）し、**教職員が学び合う機会**を増やす（62頁）

具体的な記載の抜粋

文部科学省

総合化

抜粋

既にこれまでも学校の適正規模・適正配置の議論は住民の関心が高く、教育委員会のみならず首長部局を巻き込んで議論がなされてきていますが、今後は公共交通を含めた通学手段の観点や、他の公共施設との連携等を効果的に行う観点からも首長部局と共に検討を進めることが教育の機会の確保やより良い学校教育の実施の観点から一層重要となります。人口減少に伴って市町村における様々な資源の活用が困難となりますので、各市町村において、その**地域における教育の機会をどのように確保していくかについて、まちづくりの議論の中で一体的に考える**ことが適切です。（５頁）

抜粋

学校の統廃合によって児童生徒の通学距離が増加する場合であれば交通手段の確保の観点、児童生徒の放課後の居場所づくりであれば福祉の観点、通学路の安全確保であれば警察や道路管理の観点など多くの首長部局との広域かつ総合的な連携が重要となります。これらを踏まえれば、適正規模・適正配置計画等の策定・見直しを含め、学校規模の適正化や適正配置に関する検討にあたっては、**教育委員会と首長・首長部局との緊密な連携の下で進めることが一層必要となっています**。（39頁）

抜粋

スクールバスは導入やその運行、維持に係る費用負担に加え、近年はその担い手（運転手等）不足が大きな課題となっており、地域公共交通全体に深刻な影響を与えています。国土交通省の調査では、相次ぐバス路線の休廃止等を背景として全国３,０００に及ぶ「交通空白」の解消が喫緊の課題となっていることから、スクールバスの導入を検討する際には、**首長部局と連携し、地域全体で交通手段を確保できるように検討**することが重要です。（47頁）

具体的な記載の抜粋

文部科学省

現代化

抜粋

次期学習指導要領に向けては、中央教育審議会教育課程企画特別部会の「論点整理」（令和７年９月）において、現行学習指導要領が目指している、**「主体的・対話的で深い学び」の実装**や、多様性の包摂などが次期学習指導要領に向けた基本的な考え方として示されています。しかしながら、**学級の児童生徒数が余りにも少ない場合、先に述べたように班活動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる**ことがあります。（15頁）

抜粋

統合の規模や形態にもよりますが、**学校統合は教育活動や学校運営の在り方を変える大きな契機**となり得ます。ＧＩＧＡスクール構想によって児童生徒の１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進められ、**１人１台端末が学校のスタンダード**になりましたので、**この環境を前提とした先進的な学びの形やカリキュラムを導入**することが考えられます。（42頁）

抜粋

統合に際して学校事務や校務分掌が変わることを契機として、管理職や教師と学校事務職員、支援スタッフ等の**役割分担の大胆な見直し**や、**システムを導入・改善**して、例えば給食費の徴収や管理など学校徴収金に関わる事務を教育委員会が担うなど、**教師が子供と向き合う時間を大幅に増やす**といった工夫も考えられます。（42頁）

抜粋

教室で不足する多様な意見を収集させる観点から、**１人１台端末等を活用して他校の児童生徒等と情報を交換**する（61頁）

具体的な記載の抜粋

文部科学省

計画の策定や検討の加速

抜粋

市町村においては、その地域がこれまで大切にしてきた学校教育の理念や考え方を土台としながら**将来の地域社会でどのような教育を持続させていきたいかというビジョン**を描いた上で、それぞれの設置校の状況や将来的な人口動態等の**データに基づいて学校の適正規模・適正配置について検討**し、**「学校の適正規模・適正配置計画」等としてまとめる**とともに、定期的に見直し、その計画等を踏まえ対応していくことが望まれます。（５頁）

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、**あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行う**べきものです。各市町村においては、（中略）**将来の地域社会でどのような教育を持続させていきたいかというビジョンを描いた計画等も十分勘案**しつつ、現在の学級数や児童生徒数や将来的な人口動態等のデータの下で、具体的にどのような教育上の課題があるか、また、将来生じ得るかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、**学校規模の適正化の検討を加速**する必要があります。（６頁）

合意形成過程に関する記載の充実

抜粋

対話や議論においては、単に情報提供を行う場を設けたり、学校の統廃合の是非を問うたりといったことだけではなく、地域の実態に即して**保護者（未就学児の保護者を含む。）や当事者である児童生徒、教職員、地域住民などといった関係者が**「学校とは何か」、「子供にどう育ってほしいか」、「これからの地域の在り方がどうなってほしいか」、「この地域ではどんな教育を大切にしていきたいか」といった視点で議論を行い、**これからの学校の在り方や地域の在り方を全ての関係者が我が事として自ら主体的に考えられる過程の工夫**が重要です。（34頁）

丁寧で対話的な議論の重要性の追記、結論を出すことを先送りにしない時間軸の設定

抜粋

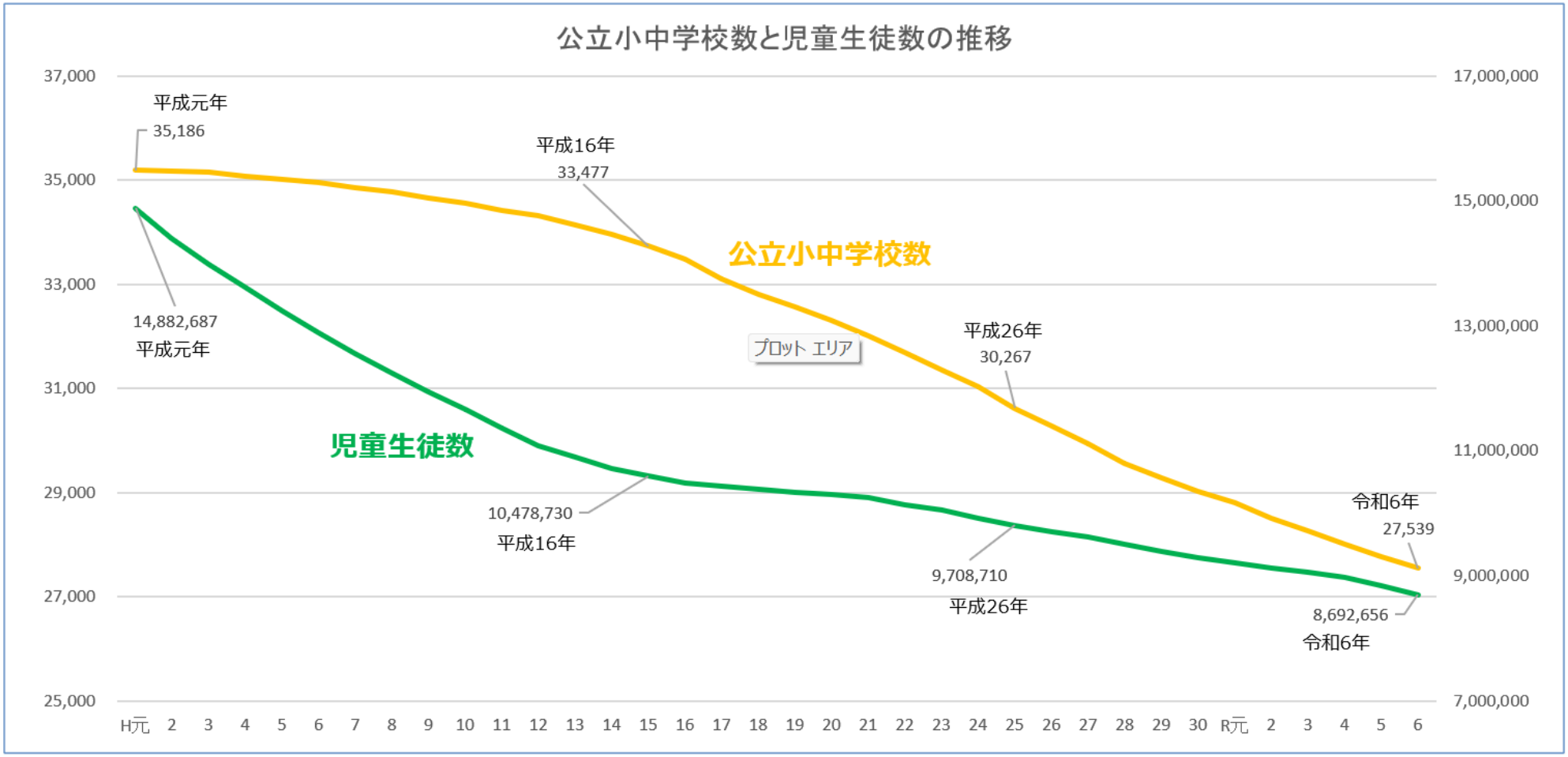
学校の適正規模・適正配置の検討に当たっては、検討の開始から具体的な検討（合意形成を含む。）や検討に基づいた実行段階までの**ロードマップについて検討することが重要**です。また、学校の適正規模・適正配置の検討は、丁寧にそのプロセスを進めると非常に長期の期間が必要となります。検討の開始に当たって**様子見をすることなく、取り得る選択肢があるうちに早めに検討を開始**し、適正規模・適正配置計画等を活用しながら、**多くの関係者が納得できる合意形成を目指す**ことが極めて重要です。一方で、このことは検討を重ね続けることが望ましいという趣旨ではないことに留意する必要があります。各市町村では、**丁寧で対話的な議論を行いつつ、結論を出すことを先送りにしない時間軸を設定**する必要があります。（32頁）

参考

児童生徒数と公立小中学校数の推移

公立小中学校児童生徒数は約10年間で約85万人減少。公立小中学校数は約10年間で約2,000校減少。

※公立義務教育学校の児童生徒数75,828人、学校数232校（令和６年度）は含めていない。



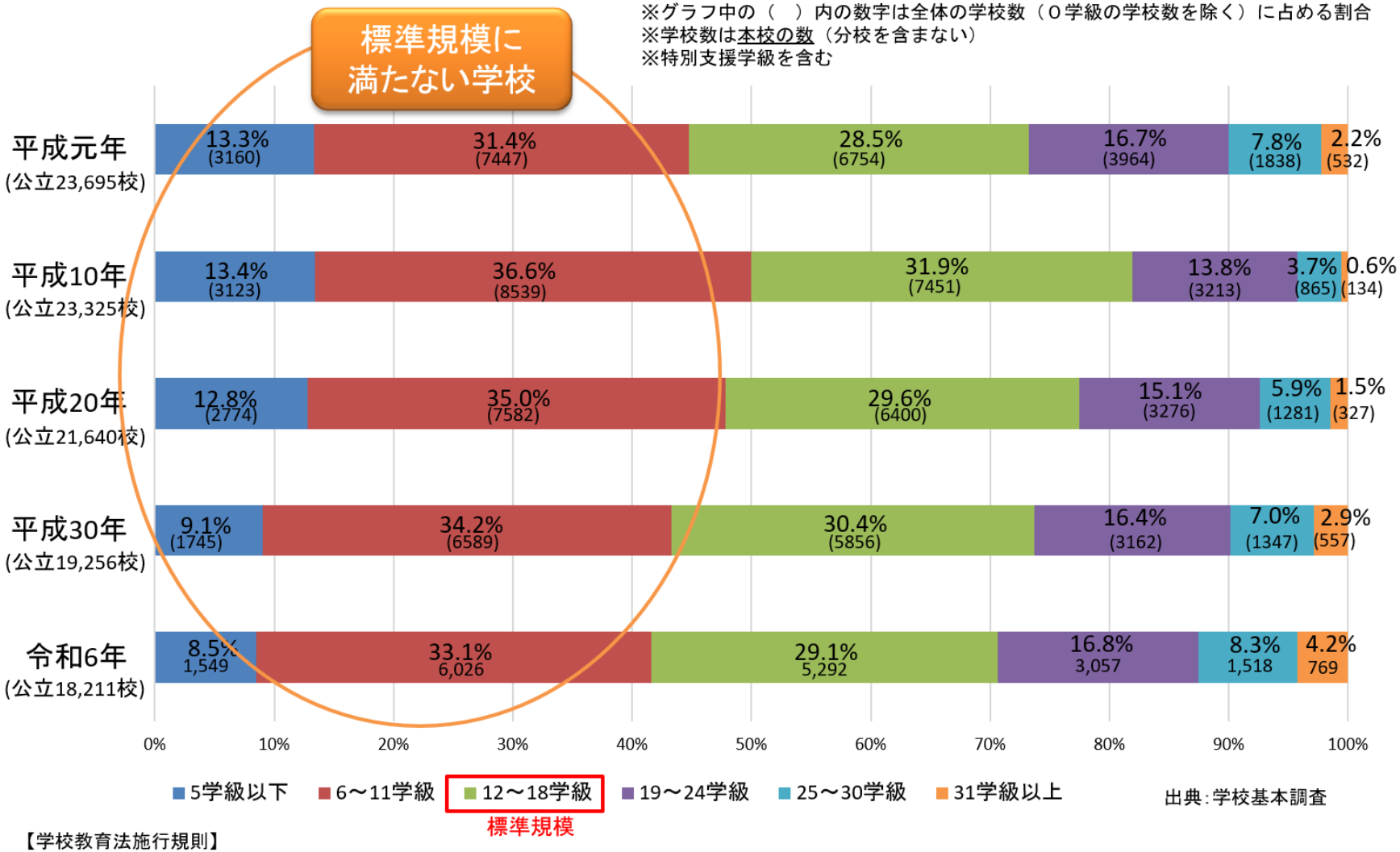
出典：文部科学省　令和6年度　学校基本調査（確定値）

※公立小学校数は、本校及び分校の合計

12学級を下回る公立小学校の割合の推移

12学級を下回る公立小学校の割合は約４割、減少傾向。

※グラフ中の（　）内の数字は全体の学校数（０学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数（分校を含まない）
※特別支援学級を含む

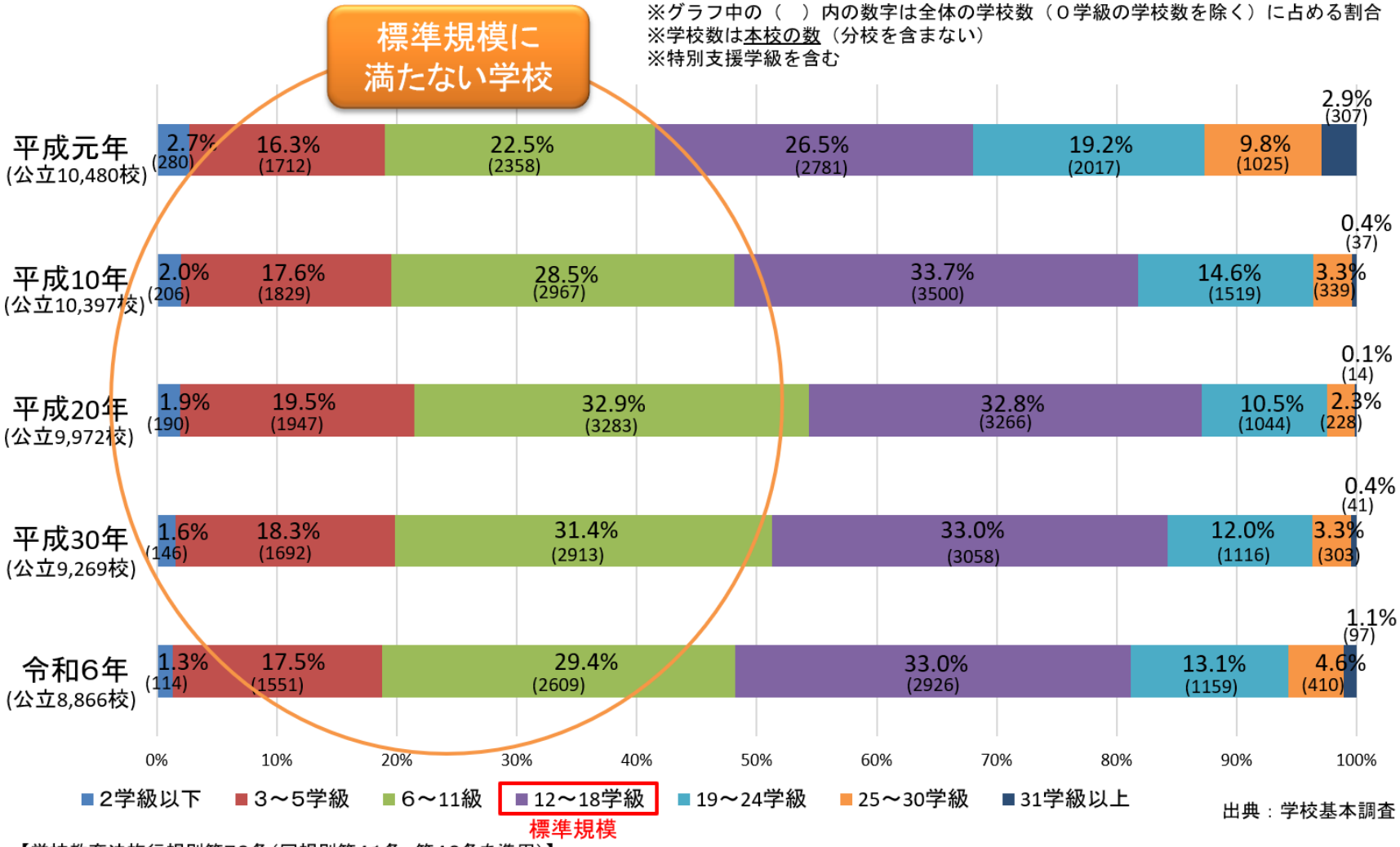


【学校教育法施行規則】
第41条　小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
第42条　小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

12学級を下回る公立中学校の割合の推移

文部科学省

12学級を下回る公立中学校の割合は約５割、減少傾向。

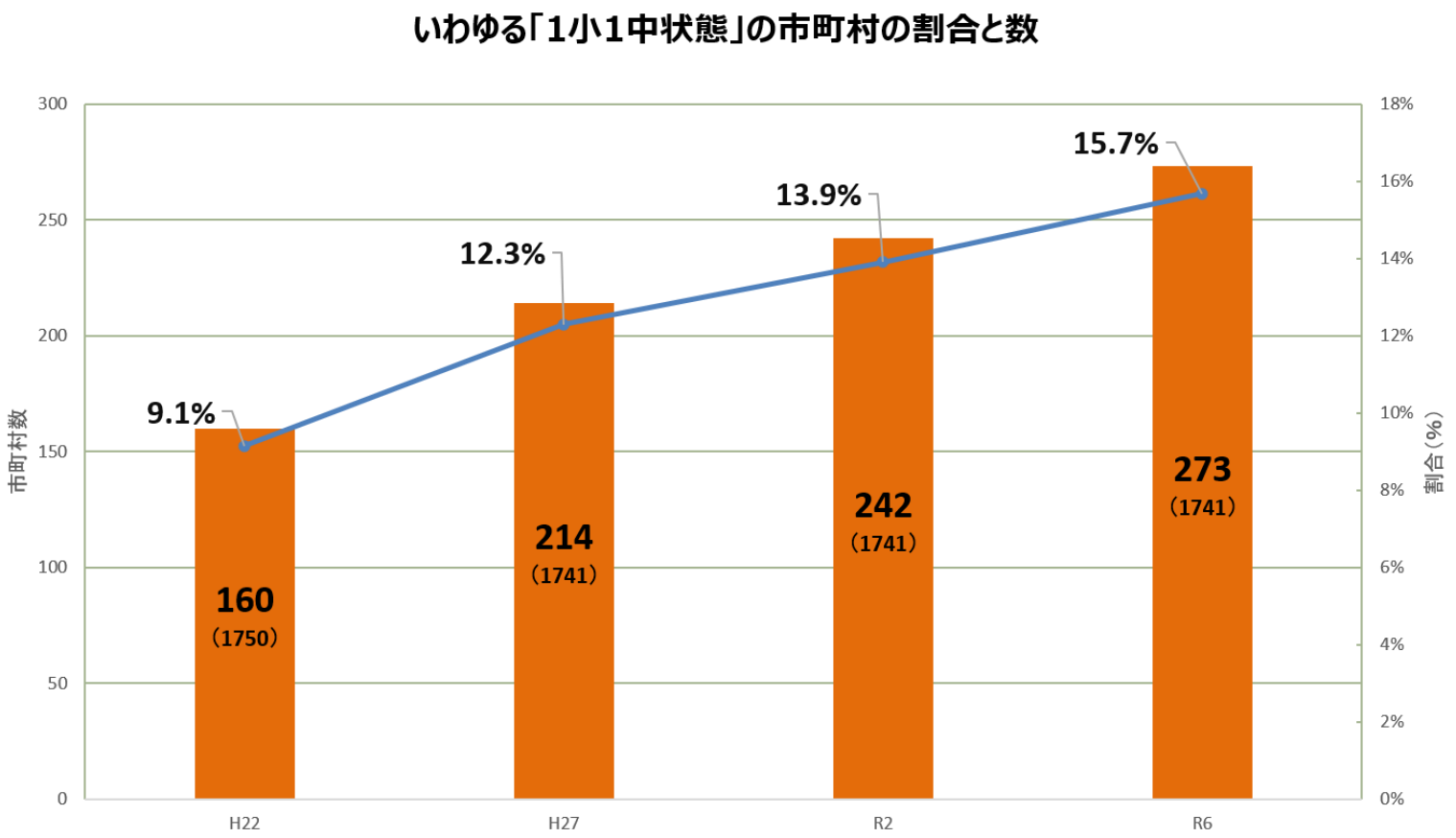


【学校教育法施行規則第79条（同規則第41条、第42条を準用）】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
中学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、2学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

いわゆる１小１中状態の市町村数・割合の推移

文部科学省

いわゆる１小１中状態の市町村の数は約10年間で約60増加、割合は約３％増加。



※ いわゆる「1小1中状態」: 域内に小学校1校のみ、小学校・中学校が各1校のみ又は義務教育学校1校のみの状態

出典：文部科学省　学校基本調査

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議（令和7年2月21日設置）

参考

趣旨

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和３年１月中央教育審議会）においては、ICTを必要不可欠なものとして効果的に活用しつつ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくべきとしている。一方、我が国における少子化・人口減少は著しく、また、いわゆる教師不足も課題となっている。

上記の状況変化を踏まえつつ、「令和の日本型学校教育」を推進していくために必要な学校の適正規模・適正配置の在り方について調査研究する。

主な検討事項

- 教育効果や通学負担、効果的な遠隔教育の実施等を踏まえた学校、学年、学級の適正規模、学校の適正配置の在り方
- 弾力的な学校配置を可能とする仕組み（通学支援、分校・寄宿舎の設置等）の在り方
- 効果的・効率的な学校の存立に資する工夫（他の公共施設との複合化、社会体育施設との共用化等）の在り方
- その他学校の適正規模・適正配置を推進する教育行財政の在り方（廃校の活用を含む）

委員

加藤	崇英	茨城大学教育学部教授
貞広	斎子	千葉大学副学長・教育学部教授【座長】
猿田	和孝	五城目町教育委員会生涯学習課主査
丹間	康仁	筑波大学人間系准教授
牧野	光朗	追手門学院大学地域創造学部教授、前長野県飯田市長

開催実績

第1回：令和7年 3月 5日
第2回：令和7年 3月26日
第3回：令和7年 4月21日
第4回：令和7年 6月 2日
第5回：令和7年 8月 8日
第6回：令和7年 9月29日
第7回：令和7年12月 1日
第8回：令和8年 1月16日
第9回：令和8年 3月11日